

○宮崎大学医学部附属病院リハビリテーション部規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年3月5日 平成20年3月19日
平成22年3月17日 平成27年9月16日
令和3年9月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院リハビリテーション部(以下「リハビリテーション部」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(リハビリテーション部長及びリハビリテーション部副部長)

第2条 リハビリテーション部長は、リハビリテーション部の教授をもって充てる。

2 リハビリテーション部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第3条 リハビリテーション部に病院規程第9条第2項及び第3項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
- (2) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
- (3) その他の職員

2 病院規程第9条第3項に規定する技士長は、リハビリテーション部運営委員会の議に基づき病院長が任命する。

3 技士長の任期は、原則として3年とし、再任を妨げない。ただし、任命する病院長の任期の範囲内とする。

(運営委員会)

第4条 リハビリテーション部に、リハビリテーション部の運営に関する事項を審議するため、リハビリテーション部運営委員会を置く。

2 リハビリテーション部運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、リハビリテーション部の運営に関し必要な事項は、リハビリテーション部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行し、令和3年9月1日から適用する。